

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第九十三号）

最終改正 平成二五年三月二九日 文部科学省告示第五八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の原子力規制委員会が指定する放射性同位元素装備機器は、次のとおりとする。

- 一 集電式電位測定器
- 二 熱粒子化式センサー

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日文部科学省告示第五八号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。